

地域包括支援センター長森だより

いつまでも住み慣れたこの街で…



～こんにちは、あなたの街の地域包括支援センターです～ 平成31年3月号

せいねんこうけんせいど

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの方々を支援する制度です

病気や障がいによって物事を判断する能力が不十分だと・・・

- 不動産や預貯金などの管理が難しい
- 介護サービスや施設入居の契約が一人では困難である
- 悪徳商法などにより自分に不利益な契約を結んでしまう



といった状況に至る可能性があります。成年後見制度とは本人を法的に守る・支援する制度です。

任意後見制度

判断能力が不十分になった時に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

法定後見制度

判断能力が不十分になってから利用する制度です。家庭裁判所によって援助者として成年後見人等が選ばれます。利用するためには家庭裁判所に申し立てをします。

本人の判断能力に応じて「^{こうけん}後見」「^{ほさ}保佐」「^{ほじょ}補助」の3つの制度を利用できます。

➡ ^{こうけん}後見・・・判断能力が欠けているのが通常の状態の方

^{ほさ}保佐・・・判断能力が著しく不十分の方

^{ほじょ}補助・・・判断能力が不十分の方

例えば・・・

本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しつつ今後の暮らし方を考えていきます。



必要に応じて本人の為に、医療(受診や入院)・介護サービス・施設入居などの利用契約を結びます。

本人の預貯金の出し入れや不動産の管理などを行います。

後見人の種類や本人の状況によって様々な支援形態があります。

まずは相談しましょう。

岐阜市地域包括支援センター長森
058-245-2855



[裏面もご覧ください]

